

【お知らせ】

一般競争入札における入札参加資格及び資格確認時の提出書類について

本案件は、公平性、透明性、競争性をより高め、また、一層の公共工事の品質の確保を図るため、入札参加資格として、次の3点を定めた対象工事です。

入札参加資格及び資格確認時における提出書類について、ご注意くださいようお願いいたします。
※その他の入札参加資格については、入札参加公告をご確認ください。

●建設業における社会保険等への加入促進について

本市では、建設工事に係る公平性の確保及び公共工事の担い手の中長期的な確保の推進のため、建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。以下同じ。）の加入促進に向け、一般競争入札における入札参加資格に「社会保険等に参加していること」を条件として定め、資格確認時には、「社会保険等の加入（又は適用除外）に関する誓約書」の提出が必要となります。

●資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加制限について

本市では、公正な入札の執行の観点等から、これまで設計金額1億5千万円以上の建設工事に係る一般競争入札を対象に、入札参加資格に「入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。」を条件として定め、参加資格確認時には「資本関係又は人的関係確認書」の提出を求めてきましたが、平成29年4月以降はすべての建設工事に係る一般競争入札を対象とし、確認を行います。

●工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を受けている者への参加制限について

本市では、建設工事の契約の適正な履行を確保するため、設計金額1億5千万円以上の工事にあっては、「公告日から落札決定までの期間に、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。」を条件として定め、参加資格確認時には、「入札参加停止措置に関する誓約書」の提出が必要となります。

（参考）

- ・上記取り組みの概要につきましては、さいたま市ホームページをご確認ください。
「トップページ」>「事業者向けの情報」>「届出・手続き」>「入札・契約」>
「お知らせ」>「契約課からのお知らせ」>
「【お知らせ】入札参加資格の改正について（平成28年3月1日更新）」>
「【お知らせ】資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加制限の運用見直しについて（平成29年3月24日更新）」等をご覧ください。

問い合わせ

さいたま市財政局契約管理部契約課

工事契約第1係

電話048-829-1180

建設業における社会保険等への加入促進について

本市では、建設工事に係る公平性の確保及び公共工事の担い手の中長期的な確保の推進のため、建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。以下同じ。）の加入促進に向けて段階的取組むこととします。

1 入札参加条件の追加

平成27年4月1日以降に公告を行う建設工事について、一般競争入札における入札参加条件に「社会保険等に参加していること」を追加します。

- ・平成27年4月1日から平成27年9月30日までは設計金額（税込み）5,000万円以上の工事が対象です。
- ・平成27年10月1日以降は下図のとおり対象工事を段階的に拡大します。

2 低入札価格調査制度の改正

平成27年4月1日から低入札価格調査の対象者（一次下請を含む）の社会保険等への加入状況を調査し、未加入の場合は失格（契約を結ばない）とします。

3 入札参加資格者名簿への登載

平成29年度以降の入札参加資格者名簿への登載は「社会保険等に参加していること」を条件とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度
<p>社会保険等への加入を入札参加の条件に加える対象を段階的に拡大し社会保険等への加入を促進</p>		<p>入札参加者名簿への登載は「<u>社会保険等</u>に参加していること」を条件とします。</p>
<p>4月1日～ 設計金額 5,000万円以上</p>	<p>10月1日～ 設計金額 3,000万円以上</p>	
<p>4月1日～ 設計金額 1,000万円以上</p>		

※ 「社会保険等への加入」の時期については、対象案件の入札公告日時点を基準とし、入札参加資格審査時の提出書類により確認を行います。

※ 「社会保険等への加入」確認は、法令の規定により社会保険等に参加すべき者が適正に社会保険等に参加しているかを確認します。このため法令の規定により社会保険等への加入が適用除外となっている場合は、その適用除外が適正な適用除外かを確認します。

社会保険等の加入に関する誓約書

当社は下記工事の公告日において健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全てに適法に加入していることを誓約します。

記

- 工事名 ○○○工事
- 公告日 ○○年○○月○○日

(あて先) さいたま市長

令和○○年○○月○○日

(事後審査型) 落札候補者

(標準型) 入札参加者

住 所 ○○市○○1-2-3

商号又は名称 (株)○○○○○○

代 表 者 代表取締役 □□□ □□□ 印

※ 上の印は契約書を締結する場合に押印する印を使用すること。

※ 本誓約書において社会保険等とは健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険の3保険をいいます。

社会保険等の適用除外に関する誓約書

当社は下記工事の公告日において健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全部又は一部^{※1}が下記のとおり法令で適用除外になっています。

※1 下線部分の記述は加入の状況に応じて記述を変更してください。

記

- 工事名 ○○○工事
- 公告日 ○○年○○月○○日
- 社会保険等の適用除外状況

保険名	加入状況	下記保険の適用除外理由
健康保険	加入・適用除外	国民健康保険組合(建設国保)に加入しているため。
厚生年金保険	加入・適用除外	雇用している者(常用労働者)が○人のため。(個人事業主の場合)
雇用保険	加入・適用除外	雇用している者(常用労働者)がいないため。

※ 上記は記入例です。実情に応じて適切に記入してください。

(あて先) さいたま市長

令和○○年○○月○○日

(事後審査型)落札候補者

(標準型)入札参加者

住所 ○○市○○1-2-3

商号又は名称 (株)○○○○○○

代表者 代表取締役 □□□ □□□ 印

※ 上の印は契約書を締結する場合に押印する印を使用すること。

※ 本誓約書において社会保険等とは健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険の3保険をいいます。

※ 誓約書提出者が各保険に「法令で適用除外」に該当するかどうかを確認するときは、健康保険及び厚生年金保険については日本年金機構(年金事務所)に、雇用保険については厚生労働省(公共職業安定所)にお問合せください。

一般競争入札における資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加制限の運用の見直しについて

本市では、公正な入札の執行の観点等から、平成28年4月1日から、建設工事の請負及び建設工事に伴う設計、調査、測量業務の委託契約に係る一般競争入札において、資本関係又は人的関係のある複数の者（以下「同族企業」という。）の同一入札への参加制限についての取り組みを行ってきたところですが、より一層の公平性の確保のため、本年4月から、次のとおり、運用の見直しを行います。

1 「さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得」について

本市では、平成28年4月1日から、「さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得」により、建設工事の請負及び建設工事に伴う設計、調査、測量業務の委託契約に係るすべての一般競争入札において同族企業が同一入札に参加することを制限しています。

2 「さいたま市資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限に関する運用基準（以下「運用基準」という。）」の改正について

運用基準の改正により、これまで設計金額1億5千万円以上の建設工事の一般競争入札についてのみ対象としていた、入札参加条件の「入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。」の明示、及び入札参加資格確認時の「資本関係又は人的関係確認書」の提出について、今後はすべての建設工事に係る一般競争入札を対象とし、確認を行います。

- ・確認方法・・・資格確認時の提出書類に「資本関係又は人的関係確認書」を含め、提出された同確認書に記載された同族企業が当該入札に参加しているか否か発注者が確認します。

※ 同族企業が同一入札へ参加したことが判明した場合は、該当するすべての者の入札を無効とします。

3 その他

この度の運用の見直しに併せ、「さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得」及び「さいたま市資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限に関する運用基準」について、部分的な改正を行います。

※今回の改正は、平成29年4月1日以降に入札公告を行う案件から適用します。

参考 『同族企業』とは

「同族企業」とは、同一入札に参加する複数の者（共同企業体にあつてはその構成員）の関係が次の（１）から（３）のいずれかに該当する場合とします。

※ 詳しくは運用基準をご覧ください。

（１）資本関係

次のア又はイのいずれかに該当する場合。ただし、子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等。以下「子会社等」という。）又は子会社等の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社。以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号に規定する会社等。以下「会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等。以下「親会社等」という。）と子会社等の関係にある場合

イ 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

（２）人的関係

次のア又はイのいずれかに該当する場合。ただし、アは会社等の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第６条第１項又は民事再生法第４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（３）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア 上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

イ 上記（１）及び（２）が複合して該当すると認められる場合

※ 「役員」とは、①代表取締役、②取締役（社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社の取締役を除く。）、③指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役、④法人格のある各種組合の理事等、⑤その他、名称が異なっても①から④のいずれかの職務権限等に該当する者をいい、執行役員、監査役及び監事等は「役員」の対象外とします。

同族企業同士の入札を無効とする例

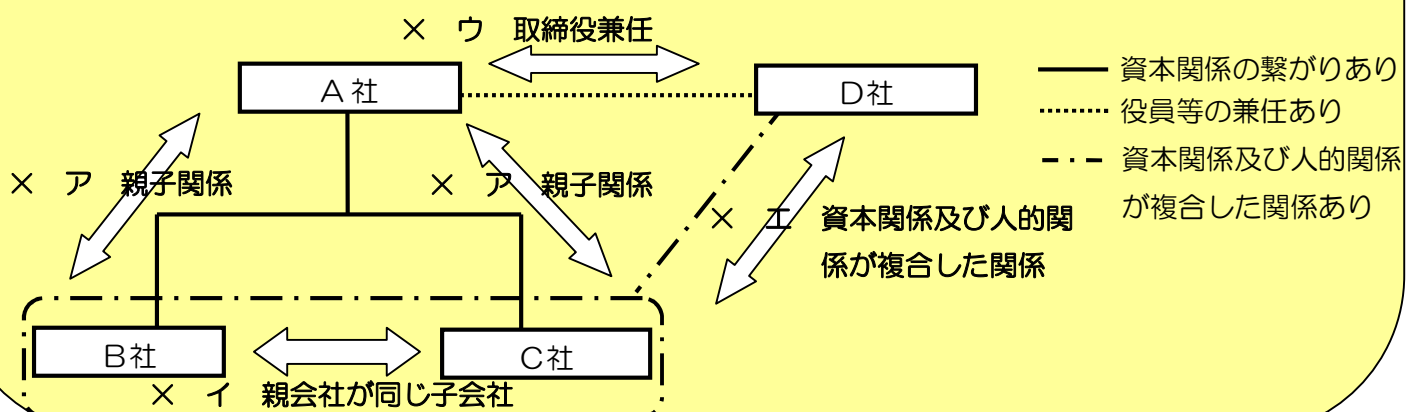
（１）単体企業の場合

ア A社とB社(又はC社)は同族企業同士のため、A社とB社(又はC社)が同一入札に参加した場合、A社及びB社(又はC社)が行った入札は無効とする。

イ B社とC社は同族企業同士のため、B社とC社が同一入札に参加した場合、B社及びC社が行った入札は無効とする。

ウ A社とD社は同族企業同士のため、A社とD社が同一入札に参加した場合、A社及びD社が行った入札は無効とする。

エ D社とB社(又はC社)は同族企業同士のため、D社とB社(又はC社)が同一入札に参加した場合、D社及びB社(又はC社)が行った入札は無効とする。



(2) 共同企業体の場合

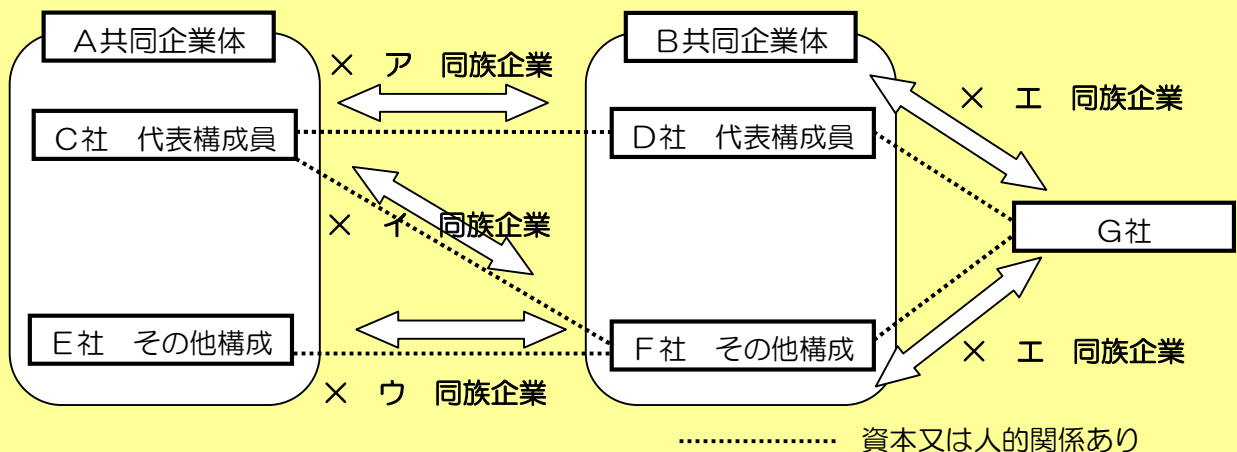
共同企業体の場合、他の企業体との構成員同士、又は共同企業体の構成員と他の単体企業が同族企業同士の場合は制限の対象となります。

ア C社とD社が同族企業同士でありA共同企業体とB共同企業体が同一入札に参加した場合、A共同企業体及びB共同企業体が行った入札は無効とする。

イ C社とF社が同族企業同士でありA共同企業体とB共同企業体が同一入札に参加した場合、A共同企業体とB共同企業体が行った入札は無効とする。

ウ E社とF社が同族企業同士でありA共同企業体とB共同企業体が同一入札に参加した場合、A共同企業体及びB共同企業体が行った入札は無効とする。

エ G社とD社(又はF社)が同族企業同士でありB共同企業体とG社が同一入札に参加した場合、B共同企業体及びG社が行った入札は無効とする。



《記入例》

資本関係又は人的関係確認書

(あて先) さいたま市長

住 所 〇〇市〇〇1-2-3
商号又は名称 (株)〇〇〇〇〇〇
代 表 者 代表取締役 □□□ □□□ 印

※ 上の印は契約書を締結する場合に押印する印を使用すること。

当社は、下記工事の入札公告日から入札期間の末日までの間に、さいたま市競争入札参加資格者名簿に、「さいたま市資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限に関する運用基準」において同族企業同士と扱いを受ける者の有無については次のとおり相違ありません。

記

- 1 工事名 〇〇〇工事
 - 2 公告日 〇〇年〇〇月〇〇日
 - 3 同族企業同士と扱いを受ける会社等の有無 有 無 (どちらかに○印)
- ※ 「有」に○を付けた者は下記の4、5又は6にその内容を記載すること。

4 資本関係で当社と「同族企業同士」と扱いを受ける会社等 (当社以外)

当社との関係	名称・商号	所在地	代表者名
親会社	(株)▽▽▽▽	〇〇市〇〇2-3-4	〇〇 〇〇

5 人的関係で当社と「同族企業同士」と扱いを受ける会社等 (当社以外)

当社の役員		兼任している会社名、役職		
役職	氏名	名称・商号	所在地	役職
代表取締役	□□□ □□□	(株)△△△	〇〇市〇〇4-5-6	取締役

6 上記4又は5以外で当社と「同族企業同士」と扱いを受ける会社等 (当社以外)

当社との関係	名称・商号	所在地	代表者名
親会社との人的関係	(株)×××	〇〇市〇〇6-7-8	△△ △△

注意事項

- 1 上記4～6の記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加する。
- 2 この確認書の記入事項に虚偽があった場合には、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。
- 3 入札参加者が共同企業体の場合、この確認書は共同企業体の各構成員がそれぞれ提出すること。
- 4 さいたま市競争入札参加資格者名簿の切り替え時期に上記の判断期間が該当し、当該期間に新旧の名簿が存在する場合には新名簿に記載された内容により、記載すること。

【参考】

平成28年 3月 1日
さいたま市財政局契約管理部契約課

工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を受けている者への参加制限について

本市では、建設工事に契約の適正な履行を確保するため、下記のとおり入札参加資格を改正します。

1 入札参加資格の追加

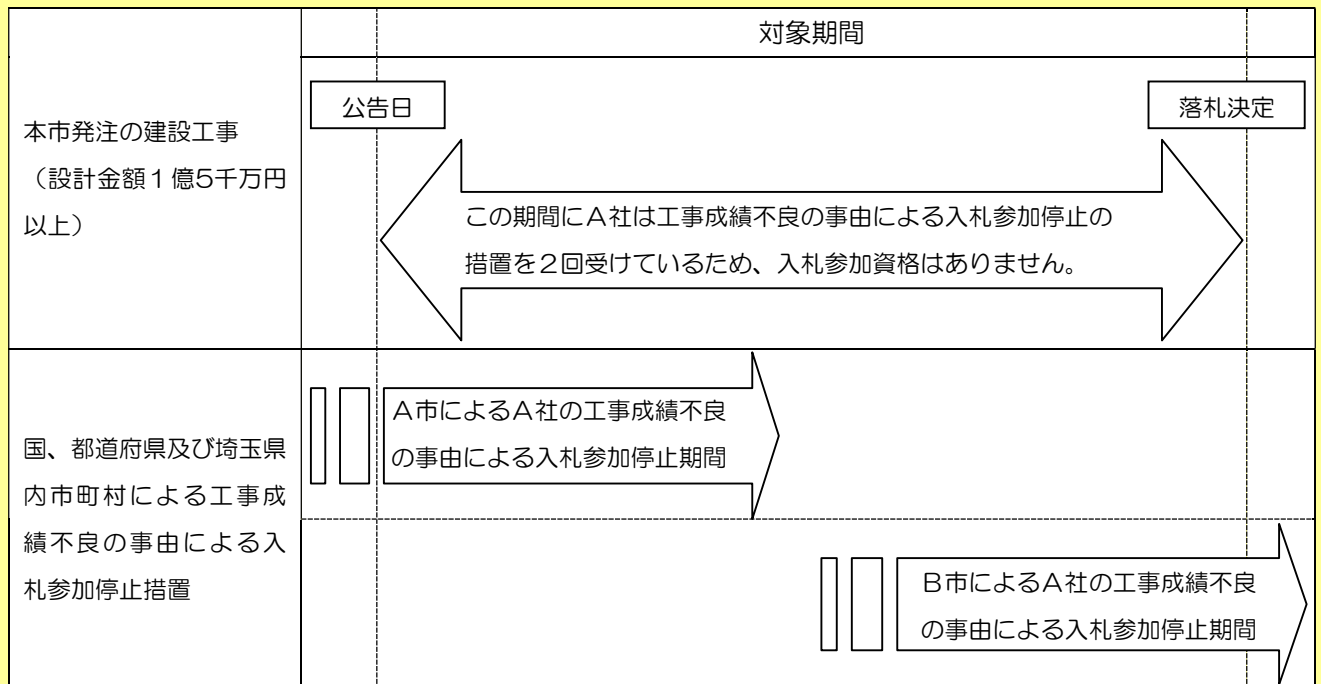
平成28年4月1日以降に公告を行う建設工事の一般競争入札の参加資格に「設計金額1億5千万円以上の工事にあつては、公告日から落札決定までの期間に、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。」を追加します。

※ 工事成績不良の事由を含む警告の累積による入札参加停止措置も該当します。

2 参加資格確認申請時の追加提出資料

さいたま市建設工事等契約事務取扱要綱第9条に規定する参加資格の有無の確認申請等の「一般競争入札参加資格等確認資料」に「入札参加停止措置に関する誓約書」を追加します。

3 入札を無効とする期間（例）



入札参加停止措置に関する誓約書

当社は下記工事の公告日から、本誓約書提出の日までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けている期間がないことを誓約します。

また、この誓約書の提出日から落札決定までの間に、国、都道府県及び埼玉県内市町村から新たに工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を受け、入札参加停止の措置を2回以上受けている期間が生じた場合には、直ちに申し出ます。

記

- 工事名 ○○○工事
- 公告日 ○○年○○月○○日

(あて先) さいたま市長

令和○○年○○月○○日

(事後審査型)落札候補者
(標準型)入札参加者

住 所 ○○市○○1-2-3

商号又は名称 (株)○○○○○○

代 表 者 代表取締役 □□□ □□□ 印

※ 上の印は契約書を締結する場合に押印する印を使用すること。

(注意1) この誓約書に虚偽があった場合、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。

(注意2) 入札参加者が共同企業体の場合、この誓約書は共同企業体の各構成員がそれぞれ提出すること。

(注意3) 工事成績不良の事由を含む警告の累積による入札参加停止措置も該当する。